

令和5年第5回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和5年6月28日)

召集年月日 令和5年6月28日（金）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和5年6月28日 午後3時52分

閉会 令和5年6月28日 午後4時38分

出席委員（14名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）
10番 早川直助	11番 塩野鐘吉	12番 小原悟
13番 古池洋子	14番 國久博一	

欠席委員（0名）

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 藤原昭洋
		林亜久里
		中塚淳子

提出議案

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第18号 「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等について

報告第2号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和5年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案及び1報告を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和5年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### [開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、14名全員でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

#### [日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります。わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 3番 渡邊委員さんと 5番 桑田委員さんを指名いたします。

#### [日程 2]

議長 日程2 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第17号は、〇〇の〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏が駐車場として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第17号資料説明)

当該農地は、譲受人の〇〇〇〇氏の〇〇〇〇が譲渡人の〇〇〇〇氏の〇〇〇〇から昭和59年から借り上げ、農機具等を収納する小屋や車庫として使用しておりましたが、今回、正式に譲渡することとなり調査したところ、農地であることが判明したため転用申請されました。長年にわたり、転用状態にあったことについて、始末書が添付されております。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の自身の駐車場としての使用は、地域住民である申請者の日常生活上必要な施設であるため、転用基準に合致すると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

小原委員

はい、議長。

こちらは21日に國久委員と現地を確認いたしました。

当該農地の周辺に農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な駐車場として使用する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員

どの時点の始末書か。

局 長

今回の申請にあたり提出いただきました。

議長　ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第17号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長　賛成全員でございますので、日程2 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

### [日程 3]

議長　日程3 議案第18号 「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長　はい、議長。  
議案第18号は、農業経営基盤強化促進法が改正され令和5年4月1日に施行されたことに伴う見直しでございます。詳細は書記に説明させます。

藤原書記　はい、議長。  
(議案第18号資料に基づき説明)  
この構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して市町村が地域の事情を踏まえて独自に定めるもので、今後概ね十年間において育成すべき農業形態の目標の設定や、農業指標を示したもので、認定農業者や認定新規就農者は、この基本構想に基づき認定されることとなっております。今回の改定は、令和4年5月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月1日から施行されましたが、この法律の施行を受けて、福井県は基本方針の見直しを令和5年4月1日付けで行っております。

町は県の基本方針の見直しから3ヶ月以内に基本構想を見直す必要がありまして、どこの市町につきましても、こ

の6月中に見直すこととしております。

今回の修正箇所につきましては、資料7ページからございますが、赤字にて記載しております。見直しの内容につきましては、かいつまんで申し上げますと、これまでの人・農地プランが法律に基づく地域計画へと変更となったことに伴う文言等の追加、また、これまで農地利用集積円滑化事業というものがございましたが、農地中間管理事業に移行しておりますことから、その事業に係る部分を削除したものが主なものでございます。

またその他、町独自の内容について、現在のものに若干の修正を加えております。

なお、資料の40ページから61ページまで、新旧対照表を添付しております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　　名田庄地域の白ネギは青ネギではないか。

藤原書記 　　失礼しました。青ネギか葉ネギかは確認して修正させていただきます。

松井委員 　　毎年、見直しになるのか。

藤原書記 　　先ほど申し上げましたように、あくまで今後10年ぐらいのスパンで、県の基本方針が見直されるタイミングですとか、町として独自に何か見直さないといけないことが生じましたら、見直すことになると思います。法律上、農業委員会またJAの意見を伺うことになっております。

塩野委員 　　軒下マルシェとは。

藤原書記 　　これまで青空市とか旬の市というものが記載されていましたが、今のところ開催されていないということで、道の駅うみんぴあの軒下で週に1回程度、農業者が出品されているということも伺っておりますので、これまでの文言に替えて、軒下マルシェとさせていただきます。

國久委員 　　42ページの改正案の「過去5年間程度の平均反収は約

488 kg」とあるが、その根拠は。

藤原書記 福井県農業再生協議会で毎年米の生産配分されている単価基準反収がありますが、その基準反収の5ヵ年の平均を取りまして488 kgとしております。

松井委員 52ページからの「農地利用集積円滑化事業に関する事項」の利用権削除については。

藤原書記 こちらにつきましては、農地利用集積円滑化事業ということで、これまでグリーン大飯農業公社が農地の貸し借りのあっせん事業をやっていましたが、農地中間管理機構ができてからは農地中間管理事業というものに移行しております。契約期間があと2年か3年残っている数件の契約がありますが、新たにこの事業を活用してというものはございませんので、今回の改正に合わせて削除させていただくというものです。

松井委員 ○○○○○○○○○の事業の変更報告はありましたか。

局長 ○○○○○○○○○には確認いたしますが、すでに○が行っております農地利用集積のあっせん事業そのものは継続で、藤原書記が申しましたように、あと数年間が残っている案件がございます。その事業の一環として、○の経営には変更はございません。○はあっせん事業ができる形態にはなっております。

早川委員 15ページの上から6行目の「農業普及員」は、「普及指導員」が正式な名称である。

議長 それでは内容を精査する時間もないので、ご理解していただいたということと、ご意見等があれば今週中に事務局に申し出ていただくということでご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する

る意見等については、特に意見なしとしておおい町長に回答するものと決定いたします。

[日程 4]

議長 日程4 報告第2号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

報告第2号は、農林水産省が令和4年に制定したガイドラインに基づき各農業委員会で農地の集積面積や委員の活動日数の目標等を設定したものに対し、令和4年度の達成状況を点検・評価し、この6月末までに公表することとされています。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(報告第2号朗読)

資料63ページから68ページが、農林水産省が定めた統一様式による「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」資料となります。委員の皆様の活動にかかわる部分を抜粋して説明いたします。

まず、64ページの「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」については、令和4年度の目標面積360ヘクタールに対し、令和5年3月末時点の集積面積が372ヘクタールで、目標に対する達成状況は、103.8パーセントとなりました。中間管理機構を通じた集積が進んだことにより、目標を上回る結果となりました。引き続き、利用権の設定を周囲に呼びかけていただきたいと思います。

次に、「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてですが、令和3年度の農地パトロールにおいてA緑区分であり営農可能と見込まれる農地を令和4年度から8年度の5年間で解消する目標とされているため、令和4年度の目標面積は0.6ヘクタールとなっております。それに対し、令和5年3月末時点の解消面積が2.0ヘクタールで、目標に対する達成状況は、333.3パーセントとなり、目



標を大幅に上回る結果となりました。今年度も夏に実施する予定の農地パトロールの結果、A分類とした農地については事務局から草刈等の依頼文書を送付する予定ですので、委員の皆様には引き続き、通知を受け取った方から相談があった場合に趣旨の説明などを行い、草刈等の管理を勧めていただきたいと思います。

次に、65ページの「2 最適化活動の活動目標」についてですが、令和4年度の委員一人当たりの活動日数目標をひと月8日と設定させていただいておりました。この公表資料に記載はございませんが、事務局で集計しましたところ月平均15.4日と目標を大きく上回る結果となりました。

最後に、67ページの「目標の達成状況の評語」につきましては、資料63ページから67ページのそれぞれの目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を評語に当てはめたもので、おおい町農業委員会における令和4年度の最適化活動の目標の達成結果となります。

また、その下の【推進委員等の点検・評価結果】につきましては、「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」「新規参入の促進」、「月当たり最適化活動を行う日数目標に対する達成状況」、「月当たりの最適化活動の日数」を農業委員及び推進委員の担当区域ごとに割り出し、達成状況に応じた点数の合計点を評語に当てはめた結果となります。令和4年度は目標を大きく上回る結果となりましたので、今年度も引き続き、最適化活動の推進と活動記録簿の記入をよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議長 　それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第5回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。